

5. 危険物・保安分野

危険物・保安(1)	電気主任技術者の親会社・孫会社間の兼任の容認【新規】
規制の現状	電気工事の主任技術者について、他社の者を選任する場合、子会社(半数以上の役員派遣又は資本出資50%以上)の者、同一の会社を親会社とする子会社からの者の兼任のみが認められ、親会社と孫会社間の兼任は認められていない。
規制の根拠法令	電気事業法第43条、主任技術者制度の解釈及び運用(内規)4.(1)①
要望内容	親会社と孫会社間の兼任について認めるべきである。
要望理由	グループ企業の効率的な経営を目的とし、多くの企業で機能分社化が進んでいる。例えば、事業所の保守運営部門や製造部門等を分社化することで、一つの場所に複数の製造子会社/製造孫会社+ファシリティ保守運営子会社が同居するケースも多々ある。現在の法規制上は、同じ場所にありながら、親会社、孫会社にそれぞれ別の電気主任技術者を設置することが求められ、非効率である。
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省原子力安全保安院

危険物・保安(2)	危険物施設における所轄消防署からの許可交付期日設定 【新規】
規制の現状	危険物設置のための工事を行う際は、所轄消防署からの許可が必要であるが、申請受付から許可交付までの期限設定がなく、いつ交付されるかわからない。
規制の根拠法令	消防法第11条
要望内容	<p>①「申請より5日～10日で許可交付を行う」という標準処理期間を設定することとすべきである。</p> <p>②申請書類に不備がある場合は申請者へ早急に連絡することとすべきである。</p>
要望理由	許可交付の予定が明確でなく、特段の不備がないにも係らず、交付までに50日も要したケース等が報告されている。許可交付の遅れに伴う工事の遅れによる工事担当者および業者手配上の負荷、工数、費用増を抑えるためにも、許可交付までの標準処理期間を設定されたい。
制度の所管官庁及び担当課	総務省消防庁予防課保安係

危険物・保安(3)	I-S型泡放射砲のリング火災への適用
規制の現状	<p>タンクのリング火災については法令上、3点セット(大型化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車)で消火するよう義務付けられている。</p>
規制の根拠法令	石油コンビナート等災害防止法、同法施行令第8条
要望内容	<p>リング火災の消火に対して、I-S型泡放射砲の使用を認め、3点セットの1セット目から高所放水車の代替を可能とすべきである。</p>
要望理由	<p>リング火災に際して、高所放水車で地上22m程度の箇所から幅1mに満たないフォームダム内の火点に対して放射しても、消化液が雲散してしまい、効果的でないのが実情である。また、消化液が溜まり、浮き屋根が沈下する恐れもあり、安全性の面で問題がある。これに対して、1-S泡放射砲はタンクのトップアングルからフォームダムの火点に対してピンポイントで放射するものであり、全周リング火災の場合で2～3分で消火できる。また、1-S型泡放射砲は固定屋根消火設備、フォームワンダーによる消火を行なった上で活用するため、防災要員の安全性は確保される。実際の火災においても、大型高所放水車を用いた消火では数時間かけても部分的にしか消火できず、結局タンクのトップアングルから消火・鎮火した事例が複数存在する。以前、複数回に亘り「1-S型泡放射砲は高所放水車に比べ正確性が劣る」との省庁回答があったが、高所放水車を活用した場合、何分で鎮火できるのか、具体的な消火実績を示されたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省消防庁予防課特殊災害室

危険物・保安(4)	災害時における圧縮天然ガススタンドでの 移動式ガス発生設備CNGカードルへの充填【新規】
規制の現状	<p>一般高圧ガス保安規則第7条に従って建設された天然ガス充填設備(圧縮天然ガススタンド)は、天然ガス自動車への充填専用と規定されており、移動式ガス発生設備のCNGカードル(複数の天然ガスポンペを収納したガス発生設備)へは充填ができない。</p> <p>現在、CNGカードルへ充填可能な天然ガス充填設備(6条スタンド)は、3大都市圏を中心に20カ所程度しかなく、災害時における充填に制約がある。</p>
規制の根拠法令	一般高圧ガス保安規則第7条、第6条
要望内容	<p>一般高圧ガス保安規則第7条は天然ガス自動車への天然ガス充填を促進するために新たに規定された内容である。ガス事業法で規定される移動式ガス発生設備へのCNG充填と天然ガス自動車へのガス(CNG)充填の間に、技術的な安全性の差はなく、第7条スタンドでの移動式ガス発生設備へのCNG充填を可能のようにすべきである。</p>
要望理由	<p>2007年に発生した新潟県中越沖地震では、病院、福祉施設等15施設に移動式ガス発生設備による臨時供給が行われ、災害時の移動式ガス発生設備の重要度が改めて認識された。また、「新潟県中越沖地震における都市ガス事業・施設に関する検討会報告書(2008年5月)」では、「より需要規模の大きな重要施設への相当期間の供給や早期の移動式ガス発生設備の設置が円滑になるよう、当該設備への原料等の充てん時、設備の移動時や設置時にかかる規制(移動式ガス発生設備間の離隔距離、圧縮天然ガススタンドにおける容器への充てん等)について、安全性を損なわない形で弾力的な運用の検討を行う」と記載されている。</p> <p>現状、移動式ガス発生設備の全国のガス事業者から被災したガス事業者へ応援するための体制が整っているが、移動式ガス発生設備のCNGカードルへ充填可能な天然ガス充填設備(定置式製造設備)が少なく、移動式ガス発生設備の適切な運用に支障をきたす。なお、2006年に、業界団体が本件を要望した際、「各都道府県の防災担当を通じ、高圧ガス保安担当へ個別案件として折衝すべき」との回答を得ている。しかし、2007年の中越沖地震時に、当該要望について業界団体が新潟県と折衝したところ、一般高圧ガス保安規則6条を満たすべくスタンド改造が必要とされ、許可を得るまでに1週間程度を要している。災害時に病院等への都市ガスの臨時供給を速やかに行う上で、7条スタンドによる充填を認めるべきである。こうすることで、全国350カ所程度のスタンドで移動式ガス発生設備への充填が可能となり、災害時の移動式ガス発生設備設置をスムーズに行うことが可能となる。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省

危険物・保安(5)	超低温容器の検査方法の見直し【新規】
規制の現状	<p>超低温容器の気密試験は、「空気またはガス」で気密試験圧力以上の圧力を加えて30秒以上放置し、圧力計の示度を点検することで行う(容器則細目告示第10条)。これに対して、超低温容器に付属するバルブの性能試験は、「空気または不活性ガス」を使用して行う必要がある(容器則細目告示第25条第1項第2号)。このため、例えば、液化酸素用ローリー容器の場合、酸素ガスを充填して超低温容器の気密試験を行った後、これを放出し、不活性ガスを新たに充填してバルブの性能試験を行う必要がある。</p>
規制の根拠法令	容器則細目告示第10条、第25条第1項第2号
要望内容	<p>容器則細目告示第10条、第25条1項第2号の文言を「空気またはガス(ただし可燃性・毒性ガスを除く)」に統一し、容器の気密試験で用いるガスで付属品であるバルブの性能試験を行うことを可能にすべきである。</p>
要望理由	<p>そもそも超低温容器の気密試験に際しては、バルブの締めきりによる圧力保持が必要であるため、必然的にバルブの性能試験も兼ねることになる。これにも拘らず、容器本体の検査を容器に貯蔵されることが想定されるガス(液化酸素用ローリー容器の場合は酸素)を行った後に、試験ガスを不活性ガスに変更して、再度バルブの検査することは、①そもそも検査を行う必要性、②試験ガスを変更する必要性の両面において合理性に欠ける。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省原子力安全・保安院保安課

危険物・保安(6)	保安法令の重複適用の排除
規制の現状	<p>石油コンビナートに適用される保安諸規制は、法ごとに異なる官庁が所管するため、技術基準、申請・立会要件等が異なる規制を重複して受けている。例えば、プロセスのほとんどが気液混合の大気圧を超える状態で行われる石油精製・石油化学の場合、消防法、高圧ガス保安法または労働安全衛生法が複数適用され、許可申請、完成検査(落成検査)、検査記録の作成・保存等が重複している。また、大気圧以上の機器について、消防法では「圧力タンク」、高圧ガス保安法では「ガス設備、高圧ガス製造設備」、労働安全衛生法では「圧力容器」と異なる名称で規制されるなど、装置を構成する一つひとつの機器・設備まで、複数の法令が重複して適用されている。</p>
根拠法令等	消防法第2条、高圧ガス保安法第2条、労働安全衛生法施行令第1条
要望内容	<p>装置を構成している一つひとつの機器・設備までが複数の法令によって重複して規制されることのないよう、各法の適用範囲に係る基準を策定し、それに則して重複適用を排除すべきである。本件については「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者連絡会」において整合化を進める旨「三ヵ年計画」にも記載されており、早急に措置されるよう要望する。</p>
要望理由	<p>コンビナート事業所の機器・設備は全体で一つのシステムとして機能しており、保安諸法はプラント全体の総合的な保安確保の目的には必ずしもそぐわない。また、こうした規制の重複は、技術基準の性能規定化を推進するうえで妨げとなるほか、基準の解釈と整合性の確保、申請手続、検査への対応等、事業者にも多大な負担を強いている。</p> <p>確かに、熱交換器の新增設について、消防法と労働安全衛生法の重複適用が調整される(消防危第68号、平成19年3月)など、一定の前進は見られるが、本件も申請資料の一部省略が認められたにとどまり、重複する許可申請を合理化するものではない。「再度関係省庁において、石油精製事業者を交えて、更なる合理化・簡素化の必要性について検討を行う」との2007年度回答にしたがい、抜本的な合理化を推進すべきである。</p> <p>重複適用の排除により、許認可にかかる手続が簡素化され、負担が軽減されるとともに、事業者の国際競争力の強化に寄与することが期待される。</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>消防庁 危険物保安室 経済産業省 原子力安全保安院 保安課 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課</p>